



企業経営における個人情報の保護について

個人情報取扱事業者の義務(上)

佐藤典文 氏 司法書士

Text by Sato Norifumi

前回まで、個人情報保護法(以下、本法)の制定過程と対象となる個人情報の内容について見てきましたが、今回から2回にわたり、個人情報を取り扱う民間業者である個人情報取扱事業者の具体的な義務について見ていきたいと思います。

規制の対象となる個人情報取扱事業者とは

本法は、個人の権利利益が侵害されることを未然に防ぐため、第4章において、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務を具体的に定めています。本法の規制の対象となる個人情報取扱事業者とは、個人データベース等を事業の用に供している事業者を言うこととされていますが、これにはいくつかの例外があります(右頁・資料1参照)。

・**例外1** 私的な活動：上記定義の中の「事業の用に供している」の事業とは、営利事業に限られないものの、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ一般の社会通念上事業と認められるものを言うこととされています。そこで、年賀状を送付するなどの一般市民の私的な活動は適用されないとされています。

・**例外2** 国等の機関：この事業者は、企業だけでなく、法人格のない団体

(権利能力なき社団等)や個人でも該当するとされていますが、逆に国の機関・地方公共団体・独立行政法人等・地方独立行政法人は除外されています(本法第2条第3項1～4号)。これは、国等の機関は行政機関個人情報保護法等で、地方公共団体は条例で、それぞれ個人情報の取り扱いが規制されているからです。

・**例外3** 取り扱う個人情報の量が5,000人を超えない小規模事業者：その取り扱う個人情報の量および利用方法から見て、個人の権利利益を害するおそれが少ない者については、政令で個人情報取扱事業者から除外できるとされ(本法第2条第3項5号)これを受けて2003年12月に制定された施行令において、除外される者が、「その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6カ月以内のいずれの日においても5,000人を超えない者とする。」と定められました。

ただし、注意しなければならないのは、この5,000人という数字は、その事業者が管理する全ての個人情報の総和とされるので、全ての顧客名簿や社員名簿等を合算して計算されるということです。

・**例外4** 他人が作成した個人情報データベース等を編集・加工することなく利用する場合：上記の5,000人の計

算に当たっては、他人が作成した氏名・住所(居所)・電話番号のみの個人情報データベース等を、編集または加工することなく事業の用に供している場合は、カウントしないとされています。そこで、電話会社発行の電話帳や、市販のカーナビゲーションシステム・住宅地図等をそのまま利用するだけならば、5,000人を超える個人情報を利用して個人情報取扱事業者にはなりません。

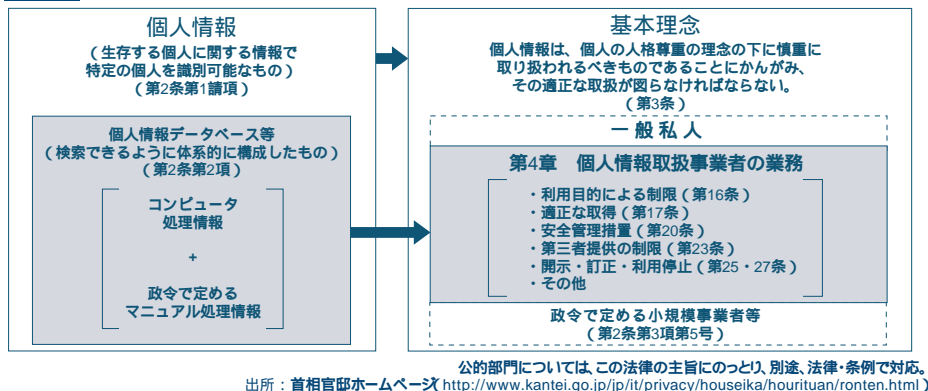
このように、個人情報を取り扱うすべての者が、本法の規制の対象となる個人情報取扱事業者となるわけではありません。しかし、その基準や範囲は流動的で、また外部の第三者からは判別できない事項ですので、自分では個人情報取扱事業者ではないと考える企業や個人事業主であっても、本法の趣旨と内容をよく理解し、個人情報の保護に対する対応策をとる必要があると考えられます。

本法の第4章では、この個人情報取扱事業者による個人情報の取り扱いに関して遵守すべき義務が具体的に定められています(右頁・資料2参照)。

利用目的の特定と利用目的による制限

まず、個人情報取扱事業者は、取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特

資料1 対象となる個人情報、事業者の範囲等



資料2 個人情報取扱事業者の義務の概要

条文	見出し	内容
第15条	利用目的の特定	・個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定 ・利用目的の変更は関連性があると認められる範囲内に限定
第16条	利用目的による制限	・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いの原則禁止
第17条	適正な取得	・偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
第18条	取得に際しての利用目的の通知等	・個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表 ・本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示 ・利用目的を変更した際の変更内容の通知又は公表
第19条	データ内容の正確性の確保	・利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保(努力規定)
第20条	安全管理措置	・個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置
第21・22条	従業員・委託先の監督	・従業員・委託先に対する必要かつ適切な監督
第23条	第三者提供の制限	・本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止 ・本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能 ・委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合は第三者提供とみなさない
第24～30条	公表等、開示・訂正等、利用停止等	・保有個人データの利用目的・開示等に必要の手続等についての公表 ・保有個人データの本人からの求めに応じた開示・訂正・利用停止等
第31条	苦情の処理	・個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理(努力規定)
第32・33条	主務大臣の報告の徴収・助言	・個人情報取扱事業者が義務規定(努力規定を除く)に違反し、個人の権利利益保護のために必要がある場合における、助言及び報告に促さない一定の場合の命令
第34条	主務大臣の勧告・命令	・個人情報取扱事業者が義務規定(努力規定を除く)に違反し、個人の権利利益保護のために必要がある場合における、助言及び報告に促さない一定の場合の命令
第35条	主務大臣の権限の行使の制限	・表現・学問・信教・政治活動の自由の妨げとなる主務大臣の権限の行使の制限
第36条	主務大臣	・個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

出所：著者作成

定しなければならず(本法第15条第1項)。一度決めた利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないという規制を受けます(本法第15条第2項)。もし、この範囲を超える利用目的の変更を行う場合には、本人の同意が必要であるとされます。

利用目的の特定については、抽象的・一般的な表現でなく、最終的な利用目的が特定できるよう具体的に表現する必要がありますとされています。

・**特定している事例**：「化粧品販売事業における、商品の発送、アフターサービスの提供、新商品・サービスの情報提

供のために利用します。」

・**特定していない事例**：「当社の提供する各種サービスの向上のため…」

次に、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱い、原則として禁止されます(本法第16条第1項)。ただし例外として、次の場合には、目的外の利用が許されます(本法第16条第1項～3項)。

・**例外1** あらかじめ本人の同意を得て行う場合

・**例外2** 合併・営業譲渡等により他の事業者の事業を承継する場合

・**例外3** 刑事訴訟法・各種税法に基づく報告など、法令に基づく場合

・**例外4** 人の生命・身体・財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合

・**例外5** 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合

・**例外6** 国の機関等が公的な事務を遂行するに際し協力する必要があり、本人の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を生ずるおそれがある場合

適正な取得

個人情報が違法な手段によって取得された場合には、個人の権利利益が侵害されるおそれが大いと考えられることから、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならないとされています(本法第17条)。例えば、他人の管理する個人情報を盗んだり、目的を偽って個人情報を収集したりすることはもちろん、次のような場合も不正取得に該当すると考えられます。

・**事例1** 他の事業者が不正な手段で取得したことを知りながら、その事業者から個人情報を取得する行為

・**事例2** 十分な判断能力を有していない子どもから、親の同意を得ないで家族の個人情報を取得する行為
(12月号に続く)

1957年生まれ。1981年3月東京大学法学部卒業。同年4月横浜銀行に入行。2000年11月横浜銀行在職中に司法書士試験合格。2002年12月横浜銀行退職。2003年6月司法書士登録。2004年3月神奈川県川崎須賀野市に「佐藤典文司法書士事務所」開設。現在、司法書士業務を行うかわら、企業向けの法務コンサルティングを行う。

